



東京都西東京市と住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給に関する協定を締結

令和6年11月26日（火）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、東京都西東京市（以下「西東京市」）と、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」）の供給について、協定を締結しました。

本協定に基づく連携を通じて、UR都市機構と西東京市は、住宅の確保に特に配慮が必要な方が入居可能な家賃補助付きの専用住宅の供給を進めてまいります。

1. 締結の背景

UR都市機構は、UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代等多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現を目指しております。

また、西東京市は、これまで住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援、セーフティネット専用住宅に対する家賃低廉化補助等、居住支援に関する取り組みを行ってきました。

両者は、住宅の確保に特に配慮が必要な方が入居可能な家賃補助付きの専用住宅の供給を一層進めるにあたり、連携を強化することが有効と認めたことから、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第9条第1項第7号に規定する専用住宅の供給を行うため、令和6年11月26日に「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給に関する協定書」を締結しました。

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（セーフティネット住宅）について

（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

2. 主な内容

- UR都市機構は、西東京市からの要請を受け、西東京市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅家賃低廉化補助金交付要綱（以下「要綱」）に基づき、西東京市内の一部のUR賃貸住宅において、入居状況や需要動向等に鑑みて専用住宅を供給いたします。
- 西東京市は、要綱に基づき、月額4万円を限度に家賃低廉化補助を実施します。
※補助金額には一定の要件がございます。

〈専用住宅の概要〉

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子どもを養育する者等住宅の確保に特に配慮が必要な方）の入居を拒まない住宅として登録された住宅のうち、入居者を住宅確保要配慮者に限る住宅です。

令和4年3月より、地域における住宅セーフティネットの裾野を広げる観点から、地方公共団体からの要請に基づき、UR賃貸住宅を家賃補助付きの専用住宅として活用することが可能になったため、UR都市機構はこれまで東京都墨田区、北区、横浜市、福岡市において家賃補助付きの専用住宅の供給を行っております。

○西東京市 セーフティネット住宅について（西東京市ホームページ）

募集開始時は下記ホームページに申込み方法等のご案内を掲載します。

https://www.city.nishitokyo.lg.jp/kurasi/jutaku/oheyasagashi/yanushi_hudousan/zyuutakuse-hu.html

【お問い合わせ先】

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

多摩エリア経営部企画課 （電話）042-595-9193

総務部総務課（広報担当） （電話）03-5323-2555

〈本件が取り組む SDGs〉



UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



UR都市機構は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

